

天王寺区役所公用車の運転等及び保健関係補助業務会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、天王寺区役所公用車の運転等及び保健関係補助業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記（論文）試験
- (2) 面接（口述）試験

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

- (1) 「勤務日数」 1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日
「勤務時間」 午前9時～午後5時15分まで
「休憩時間」 午後0時15分～午後1時まで
- (2) 「勤務日数」 1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日
「勤務時間」 午前9時30分～午後4時15分まで
「休憩時間」 午後0時15分～午後1時まで

5 その他

その他必要な事項は、天王寺区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する会計年度任用職員の任用及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。